



毎年この時期になると、生命保険会社から生命保険料控除証明書類が送られてきます。以前から決まっていたことですが、平成24年に新たに加入(更新含む)した生命保険について、控除金額が変わります。簡単には、平成23年以前の契約と平成24年以降の契約では控除の仕組みが異なります。今回は、生命保険料控除のしくみについてご説明します。

**税金の負担が軽減される「生命保険料控除」とは**

生命保険料控除には、「一般の生命保険料控除」と「介護医療保険料控除(新設)」、「個人年金保険料控除」の3つがあります。それぞれについて払い込んだ保険料の一定額が、契約者(保険料負担者)のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減されます。

平成22年度税制改正に伴い、生命保険料控除制度が改正されました。今までの制度はそのままとし、平成24年1月1日以後に契約した生命保険等は新しい制度の対象となります。

**今までの制度(平成23年以前の契約)**

**◆一般の生命保険料控除**

保険金受取人が、契約者か配偶者、その他の親族(6親等以内の血族と3親等以内の姻族)である保険の保険料。

※財形保険、保険期間5年未満の貯蓄保険、団体信用生命保険等は対象となりません。  
※「身体の傷害または疾病により保険金が支払われる保険契約のうち、入院により医療費を支払ったこと等に基いて保険金が受け取れるもの」は契約先が生命保険会社か損害保険会社にかかわらず「一般の生命保険料控除」の対象となります。具体的には医療保険やガン保険、介護保険などがこれに該当します。

**◆個人年金保険料控除**

次のすべての条件を満たし、「個人年金保険料税制適格特約」を付けた契約の保険料。

- ・年金受取人が契約者またはその配偶者のいずれかである。
- ・年金受取人は被保険者と同一人であること。
- ・保険料払込期間が10年以上であること(一時払は対象外)。
- ・年金の種類が確定年金や有期年金の場合、年金受取開始が60歳以降で、かつ年金受取期間が10年以上であること。

※個人年金保険で「個人年金保険料税制適格特約」を付加していない場合や、変額個人年金保険は、一般の生命保険料控除の対象となります。

※また、災害入院特約・疾病入院特約などを付加している場合、特約部分の保険料については、個人年金保険料控除の対象とはならず、一般の生命保険料控除の対象となります。

**新しい制度(平成24年以後の契約)**

平成24年1月1日以後に契約した生命保険から、新しい生命保険料控除の対象となります。なお、新規契約だけでなく、平成24年以後に契約の更新があった場合や、特約を中途付加した場合、転換した場合もその契約全体が新しい制度の対象となります。

**◆介護医療保険料控除が新設**

介護の保障や医療の保障の保険(主契約)や特約などの一定の介護医療保険契約。疾病または身体の障害等により保険金が支払われる保険契約のうち、**医療費支払事由に起因して保険金が支払われる**保険契約。

※ただし、控除の対象となる保険料は、介護や医療の保障部分に係る保険料等となります。

※保険期間が5年未満で一定のもの、外国生命保険会社等と国外で締結したものなどは除く。

**生命保険料控除額の計算方法**

「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」とも控除額の計算方法は同じです。

所得税 ～旧契約分～ (H23.12.31以前に契約)		所得税 ～新契約分～ (H24.1.1以降に契約)	
年間の 支払保険料等	控除額	年間の 支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額	20,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超	支払保険料等 × 1/2 + 12,500円	20,000円超	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
50,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500円	40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
50,000円超	支払保険料等 × 1/2 + 12,500円	40,000円超	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
100,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000円	80,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円
100,000円超	一律50,000円	80,000円超	一律40,000円※

住民税 ～旧契約分～ (H23.12.31以前に契約)		住民税 ～新契約分～ (H24.1.1以降に契約)	
年間の 支払保険料等	控除額	年間の 支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円	12,000円超	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円
40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円	32,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円
40,000円超	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円	32,000円超	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円
70,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 17,500円	56,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 14,000円
70,000円超	一律35,000円	56,000円超	一律28,000円※

※3つの控除を合計した適用限度額は所得税120,000円、住民税70,000円です。

**平成24年以後、年の途中で更新した場合**

更新した月以後の保険料が新しい制度の対象となります。

例:平成23年12月31日以前に契約した生命保険を、平成24年10月で更新した場合

	平成22年	23年	24年	25年...
契約の状況			10月更新	
適用される制度	旧制度	旧制度	旧制度 新制度	新制度

※平成24年9月までの払込保険料は旧制度、10月以後の払込保険料は新制度が適用されます。

**平成23年以前の契約と平成24年以後の契約がある場合**

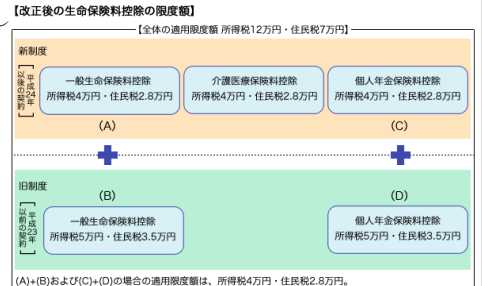
「一般生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」については、旧制度と新制度でそれぞれ計算して合計することができます。

例:右下図の場合

①平成23年以前の契約の適用限度額は、所得税50,000円、住民税35,000円ですから、すでに所得税の控除額が40,000円以上の場合は、引き続き旧制度で控除を受ければよいことになります。

②旧制度の控除額に満たない場合、旧制度+新制度、もしくは新制度のみで計算します。各控除の適用限度額は所得税40,000円、住民税28,000円です。

③各控除の金額を計算し、**【改正後の生命保険料控除の限度額】**【全体の適用限度額 所得税12万円・住民税7万円】  
新制度 (A) 一般生命保険料控除(所得税4万円・住民税2.8万円) + 介護医療保険料控除(所得税4万円・住民税2.8万円) + 個人年金保険料控除(所得税4万円・住民税2.8万円)  
旧制度 (B) 一般生命保険料控除(所得税5万円・住民税3.5万円) + 個人年金保険料控除(所得税5万円・住民税3.5万円)  
(A)+(B)および(C)+(D)の場合の適用限度額は、所得税4万円・住民税2.8万円。



※2012年10月10日現在の法令に基づき制作しています。

今後、税制改正等が行われた場合には、その限りではありません。また、本資料に記載された情報に関しては信頼ある情報源から入手したものではありませんが、その正確性は弊社で保証するものではありません。

